

改正種の保存法における象牙等に関するQ&A

No	項目	種別	質問	回答
1	個人・法人	象牙	個人事業主として特別国際種事業者（現行法における特定国際種事業者）の登録（現行法における届出。以下同様）を行っているが、法人としての経営を変更するに際して手続きは必要ですか。	個人事業主として行った登録については、当該登録を行った個人事業主のものです。このため、個人事業主として得た登録については、特別国際種事業の廃止届を提出いただき、法人として新たに登録申請を行う必要があります。
2	個人・法人	象牙	個人事業主として特別国際種事業者の登録を受けていた父が亡くなりました。後継者である子息等が当該登録を引き継ぐことはできますか。	個人事業主として行った登録については、当該登録を行った個人事業主のものです。このため、個人事業主として得た登録については、そのまま引き継ぐことはできません。後継者となる方が、新たに特別国際種事業者の登録申請を行う必要があります。
3	個人・法人	象牙	法人として特別国際種事業者の登録を受けていますが、後継者に代表を交代する際に手続きは必要ですか。	法人の代表者に変更が生じた場合は、特別国際種事業の変更届出を行っていただく必要があります。なお、変更届出は、代表者に変更があった日から起算して30日を経過するまでの間に行う必要があります。
4	個人・法人	象牙	有限会社を経営しており、この度、法人格を株式会社に変更する予定ですが、手続きは必要ですか。	登録内容の変更が生じた場合、特別国際種事業の変更届出を行っていただく必要があります。なお、変更届出は、登録内容に変更があった日から起算して30日を経過するまでの間に行う必要があります。
5	個人・法人	象牙	法人として特別国際種事業の登録を行っています。事業を譲渡、合併または分割することを検討中ですが、手続きは必要ですか。	事業の譲渡及び合併により、当該特別国際種事業を行っている法人が特別国際種事業を廃止する場合、当該法人は廃止届を提出する必要があります。また、譲渡先又は合併先の法人は新たに登録申請を行う必要があります。 事業の分割の場合は、分割したのちに特別国際種事業を行う法人については、変更届を行う必要があります。なお、分割により複数の法人が特別国際種事業を行う場合は、分割前の事業を主に引き継ぐ法人については変更届を出し、その他については、新たに登録申請を行う必要があります。
6	登録	象牙・亀	象牙製品等を扱う可能性がゼロではありませんが、今後扱う可能性がある場合は事業登録が必要なのですか。	象牙製品等を扱うのであれば、あらかじめ事業登録が必要です。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。特定国際種事業の場合は届出をしてください。
7	登録	象牙	象牙等を個人から買い取る場合、売り手である個人は何か手続きが必要でしょうか。	全形を保持した牙の場合は、牙毎に登録票がないと譲渡し又は引渡しできません。このため、登録票がないようであれば、当該個人が全形牙の登録の手続きを行う必要があります。 象牙製品の場合は、反復継続した取引となるようであれば、個人であっても個人事業者としての登録が必要です。このため、原則として、遺品整理等の1回限りで譲渡し又は引渡しをするケースは事業者登録は不要と考えられます。
8	登録	象牙	店では象牙製品は扱っていませんが、個人で象牙製品を所有しています。この場合、登録は必要でしょうか。	象牙製品等の譲渡し等又は引渡しの業務を伴う事業を行うのであれば登録が必要ですが、個人として所有しているだけであれば登録は不要です。
9	登録	象牙	三線や掛け軸の軸先等の製品の一部で象牙を使用しており、年間生産量はわずかで象牙使用量も少ないのですが、その場合でも登録の対象になりますか。事業規模によって区別はあるのでしょうか。	事業者が取り扱う品物の種類、数量、事業規模等による区別を設けていないため、取扱量がわずかであっても、事業を行っているのであれば登録が必要です。
10	登録	象牙・亀	象牙製品を一時的に預かってその修繕を行う場合に、事業登録は必要ですか。	事業の形態が、象牙製品の販売でなくとも、象牙製品を預かって修繕し、また返却するような場合（いわゆる委託加工）、有償無償に関わらず事業登録が必要となります。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。
11	登録	象牙	表具師として表具の修理事業を行っており、掛け軸の修復において、掛け軸の軸先など一部に象牙が使用されている掛け軸を預かって修理することがあります。象牙の加工は行わなくとも、このような場合も事業者登録が必要でしょうか。	象牙製品の譲渡し又は引渡しが行われることから、事業者の登録が必要となります。
12	登録	象牙	象牙印章の販売はせず、顧客からの象牙印章の彫り直しの仕事を依頼されるだけの場合でも、登録は必要でしょうか。	象牙製品等の引渡し等を伴う事業に該当することから、登録が必要です。
13	登録	象牙	掛け軸や茶道具に象牙が使われてる製品がありますが、ワシントン条約締結前の物でも種の保存法の規制対象でしょうか。	ワシントン条約締結前に流通している古い象牙製品であっても種の保存法の規制対象となります。したがって、取引があれば、取引を記録する必要があります。
14	登録	象牙・亀	象牙製品と併せてべっ甲製品も取り扱っている場合、平成30年6月1日以降は、特別国際種事業の番号と特定国際種事業の番号の2種類付与されることになるのですか。	べっ甲製品など、うみがめ科の甲から作られた製品のみを扱う事業者は種の保存法に基づく譲渡し等に係る規制の対象ではありません。うみがめ科の甲を取り扱う特定国際種事業者とは、うみがめ科の背甲、端材等を取り扱う事業者のことです。 このため、象牙製品及びべっ甲製品のみを取り扱うこの場合においては、特別国際種事業者の番号のみを持つことになります。
15	登録	象牙・亀	登録は特別国際種事業を行う施設ごとに必要ですか。	事業者ごとに登録を行う必要があります。施設ごとの登録は不要です。なお、施設の新設・廃止等の変更が生じた場合は、施設の新設・廃止を内容とする変更届出を行う必要があります。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。特定国際種事業の場合は届出をしてください。

16	登録	象牙・亀	主に各地で数日開催される骨董市で象牙製品等を扱っていますが、「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」として申請が必要ですか。	個人事業主又は法人の所有する施設ではなく、かつ、当該施設で一定期間に限って営業する場合、当該施設を「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」として申請する必要はありません。各地で数日開催される骨董市で象牙等を扱うこの場合は、個人事業主又は法人の事業施設（例えば、ご自宅や事務所の場所）を記載ください。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。
17	登録	象牙	現在特定国際種事業者として取得している届出番号は、平成30年6月1日以降も同じ番号になるのでしょうか。	平成30年6月1日以降も初回の更新期日までは、現在の届出番号をそのまま使用できます。初回の更新時に、新たな登録番号を付与する予定です。
18	登録	象牙	登録手数料はどうしてこの金額なのでしょう。売上額に応じた金額等にできないのでしょうか。	登録審査手続に要する実費として、審査に要する人件費、消耗品費、印刷費、通信費（電話・郵送料）、システム保守経費等の必要経費により算出しています。このため、審査手続は売上額等によって変わるものではありません。
19	登録更新	象牙	登録更新期限までに更新手続を忘れてしまった場合、特別国際種事業の登録はどうなるのでしょうか。	更新期限を過ぎた場合は、自動的に廃止となります。更新期間は1年半としておりますので、更新期限に注意してください。
20	登録更新	象牙	長期の病気療養等やむを得ない事情がある場合、更新時期をずらしてもらうことは可能ですか。	更新時期をずらすことはできません。更新期間は1年半としておりますので、更新期限に注意してください。
21	登録更新	象牙	登録更新を失念して事業者登録簿から抹消された場合、在庫の処理はどのようにすればよいのでしょうか。	登録が抹消された状態で譲渡し又は引渡しをすると法令違反となりますので、新規に登録申請してください。なお、事業を継続しない場合は、個人の所有物として自己保有するか、廃棄等の対応をするようお願いいたします。
22	登録更新	象牙	平成11年3月17日以前に届け出している特定国際種事業者ですが、更新申請受付期間内に登録更新を受けた場合の次の登録の有効期間の開始日はいつになるのでしょうか。	平成11年3月17日以前の届出事業者が更新申請受付期間内に登録更新を受けた場合、更新日がいつであっても、次の登録の有効期間の開始日は平成31年12月1日となります。このため、例えば、更新期日直前に更新申請し、審査期間中に登録の有効期間を過ぎた場合であっても、審査を踏まえて登録されれば、平成31年12月1日が登録の有効期間の開始日となります。なお、更新期日直前の更新は法律上は問題ありませんが、審査期間もあるため、できるだけ早めに更新手続を行うようお願いいたします。
23	登録簿	象牙・亀	特別国際種事業者登録簿及び特定国際種事業者届出簿の公表はいつからですか。	平成30年6月1日から公表する予定です。
24	登録簿	象牙・亀	個人事業主として個人名で登録をしていますが、住所の公表は控えてもらえますか。	特別国際種事業者の住所は、法律に基づく公表事項となります。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。
25	陳列・広告	象牙・亀	広告中に「象牙」という言葉は使っていませんが、「登録番号」等の表示は必要ですか。	特別国際種事業者としての事業に関する象牙製品等を取り扱う旨の広告であれば、表示が必要です。この際、「象牙」という言葉を使わない場合でも、象牙製品等の写真や同義の言葉等を使用していれば、表示する必要があります。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。
26	陳列・広告	象牙・亀	カタログやチラシの一部に象牙製品等を載せる際、スペースが限られていても「登録番号」等の表示は必要ですか。	広告スペースの大小に応じて表示事項が変わるものではないため、表示する必要があります。また、表示する際には、公衆の見やすいように表示する必要があります。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。
27	陳列・広告	象牙	百貨店で行う催事のチラシについて、百貨店、広告会社、製作者の3者ともチラシに事業者番号等を掲載する必要があるのでしょうか。	百貨店で行う催事の広告においては、その広告の内容及び誰がその催事で販売するのかによって、事業者番号等の表示が変わります。なお、百貨店、広告会社、製作者がそれぞれ別々に当該催事の中で特別国際種事業者として販売等を行うのであれば、3者それぞれ記載する必要があります。
28	陳列・広告	象牙・亀	改正法施行前に頒布済みのカタログやチラシには番号表示をしていませんが、これも施行後は違反となるのですか。	改正法施行前に印刷したものについても、改正法施行後に配布を行う場合は、表示義務が課せられます。なお、明確に発行時期が分かる印刷物でその時期が改正法施行前であるもの（例：「2017年秋号」等の表示）は問題ありません。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。
29	陳列・広告	象牙・亀	インターネットモールにおいて、個別商品の販売ページが異なる場合はどのように登録番号等を表示するのでしょうか。例えば、象牙印章と象牙アクセサリーを別々に掲載している場合など。	表示は、公衆の見やすいように、一般の方が分かる位置、確認しやすいページに表示してください。例えば、会社概要などに表示いただければ、個々の製品ごとに表示する必要はありません。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。
30	陳列・広告	象牙	ネット販売で、象牙印章のバナー表示の中にも必要事項を表示しなければならぬのでしょうか。	象牙製品を販売していると認められる内容の広告であれば、必要事項の表示が必要です。
31	陳列・広告	象牙・亀	陳列・広告時の表示において、「登録をした者の氏名又は名称」を屋号で表示してよいのでしょうか。	陳列・広告時の表示において、「登録をした者の氏名又は名称」には、登録時の名称を使用しなければなりません。従って、個人事業主の登録の場合は登録者の氏名、法人の場合は法人の正式名称を表示する必要があります。なお、個人事業主が法定事項に加えて屋号を表示することを制限するものではありません。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。
32	陳列・広告	象牙	現行法に基づく象牙製品等を取り扱う特定国際種事業者として複数の施設を持ち、施設ごとに届出を行っている場合、陳列・広告時の表示事項である「登録番号」、「特別国際種事業者の氏名又は名称」及び「特別国際種事業者の住所」等は、どのように表示したらよいのでしょうか。	象牙製品等を取り扱う現行法に基づく届出を行っている方は、当該届出を改正法に基づく登録内容とみなしており、現行法下の届出内容で表示を行う必要があります。この場合、複数の施設で届出を行っている方は、「登録番号」及び「登録の有効期間の満了の日」は施設ごとに異なる可能性があります。なお、複数施設において事業を行っている方は、初回の登録更新時に登録番号を1つに統合させていただく予定です。登録更新後は、登録番号等の事項について統一した表示とする必要があるため、ご留意ください。

33	陳列・広告	象牙・亀	現在象牙とうみがめ科の甲の特定国際種事業の届出をしています が、陳列・広告時の表示は両方する必要があるのでしょ うか。	両方扱うのであれば、象牙は特別国際種事業として、うみがめ科の甲は特定国際種 事業として、それぞれ表示を行う必要があります。
34	陳列・広告	象牙	平成30年6月1日以降、登録事業者であることの表示義務が発生 しますが、表示事項の中に、環境省や経済産業省に登録済みであ る旨の表示はいらないのですか。	環境省や経済産業省の登録を受けた旨の表示は、法律上の規定がないため不要で す。なお、お客様など一般の方は、改正法施行後公表予定の特別国際種事業者登録 簿で当該事業者が登録済事業者かどうかを確認できます。
35	陳列・広告	象牙	現在特定国際種事業者ですが、新規登録や更新時において、現行 の届出ステッカーのようなものは送られてこないのですか。	改正法では「特別国際種事業者が表示しなければならない」とされています。した がって、改正法の施行後、現行の届出ステッカーにあたるものの送付はありませ ん。象牙製品の陳列・広告時においては、表示事項を記載した紙等をご自身で作成 してください。
36	取引記録	象牙・亀	象牙製品等の取り扱い事業が特別国際種事業となったことで、取 引の記録事項も変更となるのですか。	記録事項（記載台帳への記入事項）には変更ありません。 なお、特定国際種事業においても変更はありません。
37	取引記録	象牙	象牙製品等の扱いは事業者ごとの登録制になりましたが、施設 ごとに取引を記録せずに、本社一括で管理を行うことで問題は ありませんか。	本社において一括して管理していただくことは問題ありませんが、その場合であ っても、施設ごとに法定事項を書類に記録し、保存しなければなりません。
38	取引記録	象牙	同一事業者の店舗間で象牙製品等の移し替えを行った場合、その 移し替えについて取引を記録する必要がありますか。	取引について、施設ごとに法定事項を記録する必要があることから、同一事業者の 店舗間の象牙製品等の移し替えについても記録する必要があります。
39	取引記録	象牙	特別国際種事業者が象牙を廃棄処分したい場合はどうしたらよい でしょうか。	処分の方法については、種の保存法での規制はありませんので、自治体のルール等 に従い処分して構いません。ただし、廃棄の旨はきちんと記録し、在庫管理を適切 に行うようにしてください。全形を保持した象牙であって登録票の交付を受けたも のについては、事後30日以内に登録票の返納が必要です。
40	取引記録	象牙	遺品整理をしていて、象牙製品が出てきました。それを事業として 販売したい場合、どのように記録したらよいでしょうか。	事業者として象牙製品を取り扱う場合は、見つけた日を事業者としての在庫とした 日とみなし、仕入れとして記録してください。
41	取引記録	象牙・亀	取引記録を行う際に、伝票等を貼付する必要はありますか。	伝票等の貼付の必要はありません。 なお、この考え方は特定国際種事業についても同じです。
42	取引記録	象牙・亀	取引記録の様式（記載台帳）が扱いにくいため、改善できないで しょうか。	記載事項は法令で定められたものであるため、減らすことはできませんが、記載事 項を満たしていれば、事業者が独自にご自分で扱いやすい様式を作成いただくこと は可能です。 また、ご意見等を受けて、全ての象牙等事業者用の統一様式として、新しい様式を 公表予定ですので、こちらも活用ください。なお、法令で定められた記載事項を満 たしていれば、既存様式、新様式、ご自分で作成した様式のどれを使っても構いま せん。
43	報告徴収	象牙	現在象牙を取り扱う事業者ですが、報告徴収の頻度はこれまでと 同じですか。	定期的に行っている報告徴収は年1回の頻度で行う予定です。ただし、定期的な報 告徴収の他、必要に応じて報告徴収を行う可能性があります。
44	立入検査	象牙	特別国際種事業の登録をしていない者に対しても、特別国際種事業 に関する立入検査は行われるのでしょうか。	特別国際種事業の登録をせず事業を行っている疑いがある場合（無登録事業）等 は、状況確認、調査等を行う場合があります。悪質な場合、行政機関による刑事告 発もありえます。
45	標章	象牙	製品への標章添付は任意と聞いていますが、標章が無くても販売 できるのでしょうか。	標章が無くても販売可能です。標章は任意事項であって、登録要件に該当する全形 牙から製造された製品について認定を受けることができるものです。
46	管理票	象牙	管理票は最終製品にも付けなければいけないのですか。	平成30年6月1日以降、重量が1kg以上かつ最大寸法が20cm以上の象牙製品等を新 たに得た場合、管理票の作成・保存が必要です。ここでいう、象牙製品等は、カッ トピース、半製品、最終製品を問いません。なお、当該重量又は大きさ未満の象牙 製品等の管理票作成は任意です。
47	管理票	象牙	管理票に写真は必要ですか。	現行法においても、改正法においても、管理票には写真の貼付は不要です。改正法 における管理票の記載事項は、現行法で定められた記載事項の他、追加で作成者が 特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地を記 載する必要があります。
48	管理票	象牙	管理票は売買の都度、書き替える必要がありますか。	管理票は象牙等を分割した場合や、外国為替及び外国貿易法の規定に基づき自ら適 法に輸入した象牙等を譲渡し又は引渡しする場合などに作成されるものであり、大 きさが変わらずそのままの状態で売買する場合は管理票を書き替える必要はありま せん。
49	管理票	象牙	管理票とともに買ったカットピースを購入から6年目に売る場合 はどうすればよいでしょうか。	管理票とともにカットピースを譲渡してください。なお、その際、売る側（譲渡し をする側）には当該管理票の写しを譲渡しをした日から5年間保存する義務があり ます。
50	全形を保持 した象牙	象牙	個人が持っている全形を保持した象牙の登録は必要ですか。ま た、相続の場合も、登録が必要になりますか。	全形を保持した象牙を個人で所有しているだけの場合は、登録の必要はありませ ん。ただし、それを譲渡し等する場合は登録が必要となります。なお、所有者死亡 による近親者への相続の場合は、種の保存法の譲渡し等に当たらないことから、登 録する必要はありません。

51	全形を保持した象牙	象牙	全形を保持した象牙の登録について、彫刻等施してあるものについても、登録がいるのでしょうか。	全形を保持している象牙に加工を施したもの（例：磨牙、彫牙）は、その彫りの程度や、追加の部品の有無等の加工の程度にかかわらず、一般的な象牙の形又は象牙の形を含むと認識することができる場合は、全形を保持している象牙の加工品として扱います。これらを譲渡し等する場合は登録が必要です。
52	全形を保持した象牙	象牙	全形を保持した牙について、所有者が入院等の理由により申請できない場合、その家族が代行申請することはできますか。	本人の委任があれば家族でも申請手続きは可能です。
53	全形を保持した象牙	象牙	全形を保持した象牙を登録する際の要件を教えてください。	全形を保持した象牙の登録要件は、種の保存法の規制適用日以前に輸入された象牙又は関税法の許可を受けて輸入されたものであることです。
54	海外取引等	象牙	象牙製品の訪日旅行者への販売は禁止なのでしょうか。	ゾウは絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）の附属書Ⅰに掲載されており、個体や部分、派生物（象牙製品等）は、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法という。）において、その輸出入が原則禁止されています。種の保存法では、象牙製品の訪日旅行者への販売が禁止されていませんが、例えば訪日旅行者は海外に当該製品を持ち出す可能性が高く、外為法に基づく必要な手続きを執らずに象牙製品を母国へ持ち帰ると外為法違反になります。このため、象牙製品販売者は購入者に象牙の輸出入が原則禁止であることを注意喚起していただくとともに、場合によっては販売を自粛するという判断も必要と考えられます。
55	海外取引等	象牙	海外に行くときに、自分の名前の象牙印章を持っていくことはできないのでしょうか。	携行品輸出の特例がありますので、税関で手続きを行ってください。ただし、渡航先の国内法によっては「持ち込み不可」という場合もありますので、事前に確認しておくなど注意が必要です。
56	海外取引等	象牙	表具店ですが、まれに海外からの修理依頼を受けます。その際はどのようにすればよいのでしょうか。	象牙製品は原則輸出入が禁じられているため、海外から修理依頼を受けてもワシントン条約発効前の象牙製品でなければ、日本へ輸入することはできません。また修理後に返送する場合であっても、別の象牙の付け替えを行っていないこと等を説明できなければ再輸出できません。海外からの修理依頼については慎重に検討する必要があります。なお、外為法の規制対象にならないよう、牙軸をはずして輸出する方もいると聞いています。
57	窓口	象牙・亀	特別国際種事業及び特定国際種事業に係る相談窓口、申請・届出窓口はどこになるのでしょうか。	相談窓口は、環境省及び経済産業省の本省に加えて、最寄りの地方環境事務所及び地方経済産業局で受け付けます。申請・届出窓口は、特別国際種事業については、本年6月1日以降、事業登録機関が決定するまでの間、経済産業省生活製品課です。特定国際種事業については、引き続き経済産業省生活製品課に変わりありません。
58	その他	象牙	特別国際種事業の登録をしていない古物商から象牙製品等の修理依頼が来たらどうすればよいのでしょうか。	直ちに登録すること、無登録の営業は種の保存法の違反であり刑事罰の対象であることをお伝えください。
59	その他	象牙	象牙の真贋の鑑定をする機関はありますか。	公的な鑑定機関は特にありません。全形牙の登録機関である一般財団法人自然環境研究センターでも鑑定はしておりません。古美術品であっても真贋鑑定は各事業者の皆様で行っていただくのと同様、各事業者に委ねています。